

プレスリリース

反捕鯨団体シー・シェパードによる妨害行為（第2報）

平成26年2月24日

一般財団法人 日本鯨類研究所

平成26年2月23日17時30分頃（日本時間）から24日0時頃までの間、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）船団に属する勇新丸（YS1）及び第三勇新丸（YS3）が、反捕鯨団体シー・シェパード（SS）の妨害船ボブ・バーカー号（BB号）による妨害行為を受けた。

BB号から降下された小型ボート2隻がYS1及びYS3の船首直前を航行し、ワイヤーや錘等の付いたロープを各船に十数回ずつ投入した。その結果、両船ともスクリューにロープが絡着した。また、YS3はロープに装着された錘の接触によるものと思われる傷が、舵板表面に認められた。更に、BB号から信号ロケット弾がYS1に8発、YS3に5発発射された。

YS1及びYS3は、これらBB号の接近および妨害行為に対し、妨害行為を止めるよう音声や放水等による警告を繰り返し行った。現在のところ、YS1及びYS3の両船は、これらの妨害行為による航行への支障はなく、また両船の乗組員にも怪我はない。

平成24年12月17日、米国の第九巡回区控訴裁判所は、SS、ポール・ワトソン及び彼らと呼応して活動する者に対し、①調査船への物理的攻撃、調査船の安全航行を脅かす航行の禁止、②調査船の500ヤード（約457メートル）以内への接近の禁止を命ずる仮処分命令を発出している。当研究所は、昨年来、SSの各妨害行為について、同控訴裁判所に法廷侮辱の申立てを行っている。

日本が実施しているJARPA IIは国際捕鯨取締条約に基づく合法的な調査活動である。SSによる妨害行為は、調査捕鯨に従事する我が国の船舶及び乗組員の生命・財産を脅かすものであり、決して許されるものではない。当研究所は、SS妨害船の旗国及び寄港国であるオランダ、豪州及びニュージーランド並びにSSが本部を置く米国といった関係国が、SSの一連の犯罪行為を放置することなく、利用可能あらゆる手段を講じて厳正に対応することを強く求める。

<http://www.icrwhale.org/gpandseaJapane.html>

以上